

職業能力開発推進者の選任に当たって

推進者の選任は、「職業能力開発促進法」第12条において、事業主の努力義務とされています。

従業員のキャリア形成を支援し、個々の職業能力を存分に発揮してもらうことは企業の発展に不可欠な要素です。従業員の職業能力開発を計画的に企画・実行することが大切ですが、こうした取組を社内で積極的に推進するキーパーソンが「職業能力開発推進者」(以下「推進者」という)です。

1. 推進者の役割

事業内における職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務

効率的・効果的な職業能力の開発を進めていくには、時代の要請と変化を捉えた自社に最適な職業能力開発計画を作成することが何よりの近道となります。

労働者に対し、職業能力開発に関する指導、周知や相談に応じる業務

能力開発に関する従業員からの相談に対して、キャリアコンサルティング技法を活用し、効果的な支援を行うことで、キャリアアップに繋がります。

国、都道府県、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会との連絡に関する業務

職業能力開発行政機関との連絡を円滑に行うことで、自社に有益な能力開発に関する情報を入手することができます。

2. 推進者の選任に当たってのポイント

職業能力開発推進者は、従業員の職業能力開発及び向上に関する企画や訓練の実施に関する権限を有する人を選任するようにしてください。

一般的には、教育訓練部門の部課長、それ以外の部署・事業所においては労務・人事担当部課長など推進者は、各事業所(支店、工場、営業所等)で1人以上選任する「事業所単独選任」が基本です。

選任基準は原則として、

適任者がいる

事業所単独選任

です。

「事業所単独選任」とは、事業所単位ごとに1名以上の推進者を選任することをいいます。原則は事業所単位ですが、難しい場合は、「本社選任」「共同選任」という方法もあります。

事業所に適任者はいないが、本社にいる。

本社選任

「本社選任」とは、常時雇用する労働者数が100人以下の小規模な事業所等において、本社の推進者が複数の事業所等(支店、工場、営業所等)の推進者を兼ねることです。

他の事業主とする。

共同選任

「共同選任」とは、2社以上の事業主が共同して職業訓練を行う場合、ある事業所の方が代表して事業所等の推進者を兼ねることです。